

新しい生活様式への対応について

環境保全・公害に関する手続きに関しまして、新しい生活様式への対応として、下表のとおり受付を行います。なお、引き続き窓口での受付も行っています。

| | 提出方法 | 訂正方法 | 副本受取方法 |
|---|---|--|--|
| 特定建設作業実施届出書 解体等工事に係る石綿に関する届出書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送 (副本の受取用に返信用封筒を同封してください。) ・ F A X ・ 電子メール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送、F A X、電子メールによる修正資料の送付。 (簡易な訂正については、電話による口頭修正も可能。) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 返信用封筒にて返送。 ・ F A Xにより返送。 ・ 電子メールによる返送。 |
| 大気関係 水質関係 騒音・振動関係 土壌関係 ダイオキシン類対策特別措置法 アスベスト関係 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 携帯電話中継基地局設置届出書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送 (副本の受取用に、返信用封筒を同封してください。) ・ 電子メール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による修正資料の送付。 ・ 電子メールによる修正資料の送付。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 返信用封筒にて返送。 ・ 電子メールによる返送。 |
| PRTR・化学物質関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子システム (PRTR 届出システム・豊中市電子申込システム) ・ 郵送 ・ 電子メール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子システムによる修正資料の送付。 ・ 郵送、電子メールによる修正資料の送付。 | |

【留意事項等】

- ・ 郵送は到着日を、電子メールと F A X は受信日を届出日とします。(郵送による提出期日までの到着が難しい場合は、環境政策課に電話でご連絡のうえ、電子メールまたは F A X にて届出書・申請書等の表紙を先行してお送りください。)
- ・ その他、問合せ・ご相談等につきましては、電話、電子メール等にて環境部環境政策環境保全係までご連絡をお願いします。

環境部 環境政策課 環境保全係
〒561-8501
豊中市中桜塚3-1-1
TEL:06-6858-2105 FAX:06-6842-2802
MAIL:kanhozen@city.toyonaka.osaka.jp